

2020年5月13日

わしょクック株式会社 御中

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスター5階

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729/FAX045-349-9267

理事長 武井 共夫



ご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社より2020年3月25日付け回答書を拝受いたしました。まずは、当法人の要請の趣旨をご理解いただき、当法人の申し入れに対応した改訂をご検討いただいておりますことに御礼申し上げます。

もっとも、以下の事項につきましては再度改訂をご検討いただきたく、改めて申し入れをさせていただきますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

敬具

第1 受講規約7条

1 【申し入れの趣旨・理由】

改定後の本規約（以下「本規約」とします。）によれば、講座開校日以降の解約につき、一定の理由がある場合には解除が認められるものの、受講者は、受講料の返還を受けることができなくなることから、本規約は、民法その他の法令による場合に比して消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法9条1号及び10条により無効です。

すなわち、受講契約は、民法上の準委任契約であり、受講者は、理由の有無を問わず、いつでも契約を解除することができるのが原則です（民法657条、651条1項）。

しかし、本規約は、解除を一定の理由がある場合に限定し、さらに受講者に対する受講料の返還をしないとして、消費者による解除権の行使を著しく困難にし、また、受講者が有する解除に伴う不当利得返還請求権を排除するものであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する規定です。

また、後述のとおり、解除の時期・事由を問わず、貴社に生じる損害が一律受講料相当額であるということはできません。

したがって、上記申し入れの趣旨・理由を踏まえ、本規約を修正して頂きますようお願いいたします。

2 貴社は、2020年3月25日付け回答書（以下「回答書」とします。）において、解除に伴う損害額は、一律受講料相当額であると回答されています。

しかし、貴社の受講プログラムには、複数回にわたるプログラムが存在することからすれば、解除の時期によっては、一部プログラムの未履行により支出を免れる費用等が想定されることからして、一律受講料相当額が損害であるということはできません。

また、貴社は、回答書において、受講者との疑惑に関して、受講規約22条で補完すると回答されています。

しかし、同条は協議条項にすぎず、本規約の不当性を解消するものではありません。

第2 受講規約17条

1 【申し入れの趣旨・理由】

改定後の本規約（以下「本規約」とします。）によれば、解除の時期・事由を問わず、受講者は、受講料の返還を受けることができなくなることから、本規約は、平均的な損害を超える部分につき、消費者契約法9条1号により無効です。

例えば、受講契約締結後、受講開始前に受講資格が失効した場合であっても、受講者が支払い済みの受講料の返還を一切請求することができなくなり、このような規定は、事業者に生じる平均的な損害を超える損害賠償又は違約金の定めといえま

す。

したがって、受講料の不返還文言を削除するか、又は、受講資格の失効の時期・支出を免れる費用等を考慮したうえで、本規約を修正して頂きますようお願いいいたします。

2 貴社は、回答書において、受講者との疑義に関して、受講規約22条で補完すると回答されていますが、同条が本規約の不当性を解消するものでないことは前述のとおりです。

なお、事業者には、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮することが求められていることを付言いたします（消費者契約法3条1項1号）。

以上のとおりですので、よろしくお願いいいたします。

以上